

東浦町地域防災計画の修正要旨

1 市町村地域防災計画の趣旨

市町村地域防災計画は、当該市町村の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項について定めた防災に関する総合的な計画であり、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている。

また、地域防災計画の作成・修正は、災害対策基本法第 16 条及び東浦町防災会議条例第 2 条の規定に基づく東浦町防災会議の所掌事務とされている。

本年度の東浦町地域防災計画の修正は、風水害等災害対策計画、地震・津波災害対策計画では、主に防災活動拠点の区分と要件に関する項目について、愛知県地域防災計画の修正を反映した。

原子力災害対策計画では、主に災害の想定に関する項目について、愛知県地域防災計画の修正を反映した。

2 主な修正事項及び修正箇所

(1) ゼロメートル地帯広域防災活動拠点の整備について

愛西市（旧永和荘（県営老人休養ホーム）跡地）において、県内 1 か所目となる「ゼロメートル地帯広域防災活動拠点」を整備し、2023 年 3 月 18 日から供用開始したことを踏まえ、拠点の役割、要件等を追記。

（資料 5 防災計画附属資料）

(2) 南海トラフ地震に関連する情報の加除について

「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始に伴う「南海トラフ地震臨時情報」の追記及び東海地震のみに着目した「東海地震に関する情報」の削除。

（資料 3 地震 P 1、2、4、）

(3) 個別避難計画の作成について

個別避難計画の様式変更に伴う、個別避難計画書に記載する避難行動要支援者に関する必要事項等の変更内容を追記。

（資料 2 風水害 P 3 ）

3 その他

計画内容に影響のない範囲において、字句の修正をする。